

## 会 議 録

会議名	令和4年度第1回相模原市障害者自立支援協議会全体会議		
事務局 (担当課)	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 電話 042-758-2121		
開催日時	令和4年7月1日(金) 午後2時から午後4時まで		
開催場所	T e a m s を活用したウェブ会議		
出席者	委員	出席 16人 欠席 3人	
	その他	各部部长 3人	
	事務局	8人 市：高齢・障害者福祉課 3人 社会福祉事業団：生活相談課 5人	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2名
公開不可・一部不可の場合は、その理由	/		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 自己紹介</li> <li>3 議 事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度の運営体制について</li> <li>(2) 令和4年度の重点目標について</li> <li>(3) 各部会の活動について</li> <li>(4) 南区課題検討会の今後の活動について</li> <li>(5) ウィズコロナのこれまでとこれからについて</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> <li>5 事務連絡               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基幹相談支援センター等事業の報告について</li> <li>(2) 障害者相談支援キーテーション事業の報告について</li> <li>(3) 合理的配慮の事例集について</li> <li>(4) 高次脳機能障害のリーフレットについて</li> </ol> </li> <li>6 閉 会</li> </ol>		

令和4年度第1回相模原市障害者自立支援協会委員名簿及び出欠状況

No.	区分	所属・職	氏名	出欠
1	障害者等関係団体	相模原市障害福祉事業所協会 会長 (くりのみ学園 園長)	いまい やすのり 今井 康雅	出
2		相模原市障害福祉事業所協会 代表総務 (ワークショップ・フレンド施設長)	やじま まさき 矢嶋 正貴	出
3		相模原市障害福祉事業所協会 総務 (やまびこ工房 施設長)	にしむら きぶろう 西村 三郎	出
4		相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 会長	まえざわ よういち 前澤 陽一	出
5		(福)相模原市社会福祉協議会 南区事務所長	あべ ゆきお 阿部 幸夫	出
6		相模原市民生委員児童委員協議会 常任理事	きたがわ はるえ 北川 春恵	出
7	指定相談支援事業者	橋本障害者地域活動支援センター ぷらすかわせみ 施設長	なかに まさよ 中谷 正代	欠
8		こども相談支援リボン 所長 (NPO法人ワンダートンネル 理事長)	ちや ふみこ 千谷 史子	出
9	障害者等及び その家族	(特非)相模原市障害児者福祉団体連絡協議会 副会長	はねだ ひさし 羽田 彌	出
10		(特非)相模原市障害児者福祉団体連絡協議会 理事	かたおか かよこ 片岡 加代子	出
11		(特非)相模原市障害児者福祉団体連絡協議会 理事	まつばら みちこ 松原 充子	出
12	保健・医療関係者	相模原市医療ソーシャルワーカーの会 (北里大学病院トータルサポートセンター ソーシャルワーカー)	だいなか たく 提中 拓	出
13	教育関係機関の職員	神奈川県立相模原中央支援学校 支援連携グループ 部長	やまもと りさ 山本 里紗	出
14		教育局学校教育部学校教育課長	まつもと よしかつ 松本 祥勝	出
15	関係行政機関の職員	健康福祉局地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課長	たかもと たつひこ 高本 辰彦	欠
16		健康福祉局地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課長	こばやし まこと 小林 誠	出
17		健康福祉局地域包括ケア推進部 精神保健福祉課長	いわた たかゆき 岩田 隆之	欠
18		こども・若者未来局陽光園 所長	あまの とおる 天野 徹	出
19	学識経験者	田園調布学園大学 教授	むらい ゆういち 村井 祐一	出

(各部長の出欠状況)

人材育成部会	元県央福祉会	えびさわ ゆうじ 海老沢 祐次	出
権利擁護・虐待防止検討部会	高齢・障害者福祉課	はば けんご 羽場 建護	出
中央区課題検討会	児童発達支援センター青い鳥	もりや ひさし 守屋 久	欠
地域課題調整部会 南区課題検討会	南障害者地域活動支援センター	ほりこし えみこ 堀越 恵美子	出

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

### 1 開 会

村井会長より、開会の挨拶があった。また、事務局より、次のとおり報告を行った。

(事務局)

今年度は相模原市障害福祉事業所協会及び相模原市障害者地域作業所等連絡協議会からの選出委員に変更がある。なお、相模原市障害福祉事業所協会選出の今井副会長については、選出母体における役職の変更があったが、本協議会においては引き続き副会長として協力をいただく。

### 2 自己紹介

資料1に基づいて、自己紹介があった。

### 3 議 事

#### (1) 令和4年度の運営体制について

資料2に基づいて、事務局より説明を行った。意見等は特になし。

#### (2) 令和4年度の重点目標について

資料3に基づいて、事務局より説明を行った。

意見等は次のとおり。

(片岡委員)

中央区の障害者相談支援キーステーションについて、来年度設置されることを期待して良いのか確認したい。また、相談支援体制については、それぞれの役割を明確にしてもらいたいと感じている。

(小林委員)

中央区のキーステーションについては、設置にどの程度の予算が必要なの

か等を財政当局と検証している段階であり、来年度に設置できることが確定しているわけではない。

(村井会長)

昨年度、「中央障害者相談支援キーステーション設置検討ワーキング」の中で、相模原市の相談支援体制について協議を行い、連携や役割の明確化が必要であるとの結論に至り、その仕組みは整理されてきている。

(前澤委員)

障害者相談支援キーステーションについては、緑区と南区に設置されているが、どちらの障害者相談支援キーステーションが先に設置されたのか等の経緯を聞きたい。

(高齢・障害者福祉課)

基幹相談支援センターと同時期に南障害者相談支援キーステーションをモデル事業として立ち上げ、その後に緑障害者相談支援キーステーションを立ち上げたという経緯である。

(前澤委員)

経緯については承知した。中央区への障害者相談支援キーステーション設置が進まないのは、中央区には基幹相談支援センターが設置されているからという理解でよろしいか。

(片岡委員)

私は、中央区に精神保健福祉センターが設置されているため、障害者相談支援キーステーションが設置されないと聞いている。

(高齢・障害者福祉課)

障害者相談支援キーステーションの設置を検討する上での精神保健福祉センターとの関連性は承知していないが、元々は、基幹相談支援センターの持つ機能の一部を、障害者相談支援キーステーションが担っていく体制であった。しかし、社会情勢の変化により、基幹相談支援センターは相談支援専門員の育成や相談支援体制の構築、障害者相談支援キーステーションは高齢分野との連携等、それぞれ独自の役割が生まれているため、中央区には基幹相談支援センターとは別に障害者相談支援キーステーションが必要な状況になってきたと認識している。来年度以降に予算が取れるように、庁内の調整等をやっていききたい。

(村井会長)

本協議会として行政と一緒に行った議論の中でも、中央区に障害者相談支援キーステーションは必要であるという結論に至っている。後は、設置の時期や体制等を検討していくことになると考えているが、あわせて計画相談を担う指定特定相談支援事業所が不足している問題も解決していく必要がある。この問題が解決しないと新たな障害者相談支援キーステーション

ンが設置されても、十分に連携ができなくなると考えられる。

(羽田委員)

資料3(3)の中に、「事業所側としては、採算上で独立できない限り、相談に力を入れていくことは難しい」と記載してあるが、これはどのような意味で、解決する方法はあるのか知りたい。

(今井委員)

障害者相談支援キーテーションについては、当初各区に一般的な相談の拠点を作るという意図で設置されてきた。一方で、計画相談については、施策の変更によって行政から切り離され、民間の事業所に指定という形で下りてきたと認識している。そういった経過があるため、各区に障害者相談支援キーテーションを設置していくことと、計画相談を受ける事業所が足りないということは別に議論をするべきである。障害者相談支援キーテーションと民間の相談支援事業所のほかに、精神障害に特化した一般的な相談を受けている精神障害者地域活動支援センターも市内に4か所設置されているが、それぞれの役割が中途半端な状態になっていると感じられるため、まずはしっかり各区に障害者相談支援キーテーションを設置してもらいたい。更に言えば、将来的には各区に基幹相談支援センターを設置するような方向性も必要だと考えている。

(西村委員)

障害者総合支援法の中では、事業所が相談を受けて給付費を得るためには、計画相談をするしかない状況であるため、一般的な相談とは分けて考えた方がよい。中央区への障害者相談支援キーテーションの設置については、本協議会の中で必要性が示されているので、絶対に必要なものだと考えている。また、地域生活支援拠点等の整備についても必要だと感じているため、その方向性も本協議会の中で示せるとよい。

(村井会長)

相談には、一般的な相談と計画相談がある。事業所としては、計画相談につながらないと収入にはならないため、相談支援事業に専任で人材を配置する予算が確保しにくい現状があり、兼務の相談支援専門員が多い。一般的な相談が安定して計画相談になれば、専任で相談支援専門員を配置できるが、この辺りに課題がある状況である。

(羽田委員)

様々な事情があることは承知した。

協議の結果、令和4年度の重点目標について次のとおり承認された。

- ア 重点目標1 相談支援体制の更なる充実を図る。
- イ 重点目標2 協議会における成果物の普及啓発に取り組む。

### (3) 各部会の活動について

#### ア 権利擁護・虐待防止検討部会

羽場部会長より、口頭にて次のとおり報告があった。意見等は特になし。  
(羽場部会長)

今年度の第1回目は、来週開催する予定である。今年度の活動として、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施だったグループホーム職員向けの出張型研修の実施を検討している。また、令和4年度に設置が義務化された虐待防止委員会に関する取組や、市民に向けた取組についても検討を行う予定である。なお、昨年度実施した放課後等デイサービス職員向け研修については、今年度のみ基幹相談支援センター主催研修として実施する方向で調整を行った。

#### イ 地域課題調整部会

堀越部会長より、口頭にて次のとおり報告があった。意見等は特になし。  
(堀越部会長)

今年度の第1回目は、7月下旬から8月上旬に開催する予定である。今年度の活動として、継続議事となっている障害福祉分野と高齢福祉分野の連携について検討を行う。また、当部会より、中央障害者相談支援キーセッション設置検討ワーキングが立ち上げられているため、このことについて引き続き検討していくとともに、各区課題検討会から新たな地域課題が上げられた場合は都度検討を行う。

#### ウ 人材育成部会

海老沢部会長より、口頭にて次のとおり報告があった。意見等は特になし。  
(海老沢部会長)

今年度の第1回目は、7月下旬に開催する予定である。市内において、相談支援の業務に就く人が圧倒的に少ないと感じている。これには様々な要因があると思われるが、当部会としては、相談支援に従事する人の学びのニーズに応え、相談支援専門員の職業的地位を高められるような活動をしていきたい。当部会では、過去に3回にわたってグループワークを中心とした研修を実施しており、こうした研修の実施を含めて具体的な取組を検討していく予定である。

#### エ 緑区課題検討会

事務局より、口頭にて次のとおり報告を行った。意見等は特になし。  
(事務局)

今年度の第1回目は、6月28日に開催された。昨年度からの継続議事

となっていた、地域包括ケア支援システムの活用については、現在行政の担当課内で有効性の確認が行われているとの報告を受けている。行政の担当課としては、社会資源を把握するシステムの重要性は認識しているが、そのシステムとして地域包括ケア支援システムが良いのか、別のシステムが良いのかを検討しているとのことであった。このことについては、行政の担当課内で活用するシステムが定まってから、改めて検討を行うこととし、新たな地域課題に取り組むこととなった。協議の結果、緑区のグループスーパービジョンから抽出された「教育分野と福祉の連携」についてが今後の検討課題になった。

#### オ 中央区課題検討会

事務局より、口頭にて次のとおり報告を行った。意見等は特になし。

(事務局)

今年度の第1回目は、5月30日に開催された。今年度も中央区のグループスーパービジョンから抽出された、「困り事を共有する場や機会の設定が必要ではないか」という地域課題に対して、継続して取り組んでいる。市内の相談支援専門員が抱えている困り事にどのようなものがあるのかを明らかにするため、アンケート調査を実施することになり、アンケートの作成・周知・分析について、それぞれワーキングを組織し下半期にアンケートを実施できるよう準備を行っている。

#### カ 南区課題検討会

堀越部会長より、口頭にて次のとおり報告があった。意見等は特になし。

(堀越部会長)

今年度の活動としては、昨年度に引き続き、福祉と他機関の連携事例集「ふくしんとポコス」の活用について協議しており、コンビニエンスストアや学校、警察との連携について検討を行っている。委員が事例集をコンビニエンスストアに配布する中で、あるコンビニエンスストアが複数の障害福祉事業所に囲まれていることが分かり、現在当該コンビニエンスストアとの連携を検討するワーキング「(仮称)ご近所プロジェクト」が組織され、第1回目を7月5日に開催する予定となっている。

#### (4) 南区課題検討会の今後の活動について

堀越部会長より、口頭にて次のとおり報告があった。

(堀越部会長)

南区課題検討会では、前述のとおりコンビニエンスストアに事例集を配布する活動を行っている。コンビニエンスストアの統括部門へ連携を申し出る

ことも検討しているが、こうした活動を行う場合に、本協議会の名称を前面で出した方が効果的であると考えており、名称の使用について全体会議に諮りたいと考えている。また、事例集を配布する際に、委員が各コンビニエンスストアに対して本協議会の活動であることを説明しているが、理解を得られにくいため、チラシやパンフレット、名刺など、本協議会を説明するためのツールがあると良い。

意見等については次のとおり。

(北川委員)

コンビニエンスストアの中では、セーフティステーション活動に協力している店舗があり、子どもや障害者の見守りを行っているはずである。セーフティステーション活動を行っている店舗の本部に問合せみてはどうか。

(堀越部会長)

貴重な情報として、会で共有させてもらう。

(村井会長)

本協議会としての成果物が増えてきたこと、また、対外的な活動が増えてきたことで、一つのきちんとした団体組織であるという象徴としてのパンフレット等が必要な段階に来たと感じている。このことを検討するにあたって、どこが中心となって検討をしていくかについて、事務局にアイデアがあれば伺いたい。

(事務局)

パンフレット等を作成する際には、各委員には何らかの形で協力をいただきたいが、地域課題調整部会に中心になってもらい、役割分担等を検討いただく方法はどうか。

協議の結果、南区課題検討会の今後の活動について、また、本協議会のパンフレット等の作成について、次のとおり承認された。

ア 今後、南区課題検討会が本協議会の名称を用いて、コンビニエンスストアの統括窓口等に対して連携を申し出ることについて承認された。

イ 本協議会のパンフレット等を作成することについて承認された。なお、役割分担等については、地域課題調整部会が中心となり検討を行うこととなった。また、本協議会の活動を社会に認識してもらうことについても、今年度の重要な戦略の一つに位置付けることとなった。

- (5) ウィズコロナのこれまでとこれからについて  
資料5に基づいて、事務局より説明を行った。  
意見等は次のとおり。

(村井会長)

新型コロナウイルス感染症については、引き続き無視できない状況であるが、それによって様々な取組が停滞する時期から脱却したいと考えており、各委員から意見収集をさせてもらった。現在では、一定の基準による安全対策を講じた上で、対面で活動を実施する大切さも分かってきている。民生委員の活動として、はがきや手紙等を使用した間接的なやり取りをしているとの記載があったが、こうしたやり取りは全国的に広がっており、絶大な効果を上げている。また、ウェブの活用により移動の時間がなくなったことで、様々な参加の機会が生まれていると感じている。コロナ禍の地域活動や対面活動について、相模原市としての基準を示してもらえると、活動がしやすくなると感じている。

協議の結果、本協議会としては、コロナ禍であっても資料5の意見を活用しながら、歩みを止めずに活動を行っていくこととなった。

#### 4 その他

##### (1) 総合的継続的な支援のあり方について

小林委員より、口頭にて次のとおり報告があった。

(小林委員)

昨日、市議会の定例会議があった。今回の市議会では、障害の種別や介護等の枠組みにとらわれない総合的継続的な支援のあり方が問われ、障害者の高齢化をどのように考えていくのかなどの質問があった。こうした問題については、多機関で連携して課題を整理する必要がある。今後、本協議会で検討事項にしていきたいと考えている。

意見等は次のとおり。

(村井会長)

非常に重要な課題なので、本協議会として大切に扱いたい。

#### 5 事務連絡

##### (1) 基幹相談支援センター等事業の報告について

資料6に基づいて、事務局より報告を行った。意見等は特になし。

##### (2) 障害者相談支援キーテーション事業の報告について

資料7に基づいて、事務局より報告を行った。意見等は特になし。

##### (3) 合理的配慮の事例集について

資料8に基づいて、高齢・障害者福祉課より次のとおり説明があった。

(高齢・障害者福祉課)

このことについては、関係団体の協力を得ながら作成を行った。障害者差別解消法が改正となり、3年を超えない範囲で民間の事業者にも合理的配慮が義務化されることを受けて作成したもので、既に市内約5,300の事業者に配布を行っている。引き続き、障害福祉の窓口等で配布予定である。

意見等は次のとおり。

(羽田委員)

れんきょうが市の委託を受けて運営している「さーくる」というウェブサイトがあり、そのウェブサイト上にも事例集が掲載されているため、ご覧いただきたい。

(村井会長)

新たな事例が生まれたら事例集が更新されると良いと感じている。新たな事例については、都度「さーくる」に掲載されていくという認識で良いか。

(羽田委員)

今のところは、事例集の冊子そのまま、ウェブサイトに掲載されている状況である。

(高齢・障害者福祉課)

事例集には、障害の特性についても掲載しているが、掲載しきれなかった情報が「さーくる」には多数掲載してあるので、ご覧いただきたい。

#### (4) 高次脳機能障害のリーフレットについて

資料9に基づいて、高齢・障害者福祉課より次のとおり説明があった。意見等は特になし。

(高齢・障害者福祉課)

高次脳機能障害は外見から分かりづらく、本人に自覚がないことも多いため、症状や対応方法を分かりやすくまとめたリーフレットを橋本障害者地域活動支援センターぷらすかわせみ等の協力を得ながら作成した。なお、挿絵は、高次脳機能障害の当事者に描いていただいた。今後、福祉関係窓口や当事者の家族等に配布したいと考えている。

その他、今井副会長より口頭にて次のとおり情報提供があった。意見等は特になし。

(今井副会長)

津久井やまゆり園殺傷事件から丸6年が経過しようとしている。7月26日に津久井やまゆり園の体育館において、県、市、かながわ共同会の合同追悼式が開催される。また、既に新聞報道等もされているが、令和5年度からの津久井やま

ゆり園及び芹が谷やまゆり園の運営法人が公表されており、津久井やまゆり園はかながわ共同会が、芹が谷やまゆり園は同愛会と白根学園の連合体がそれぞれ選定されている。これに関連して県では「(仮称)神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」の制定準備を進めている。このことについて、相模原市障害福祉事業所協会では、8月の定例会にて県の担当者と意見交換を行う予定である。本協議会としても、関心を持っておくべき内容だと考えている。

## 6 閉 会

北川委員より、閉会の挨拶があった。

以 上